神戸女子大学古典芸能研究センター規程

（名　称）

第１条　本大学に、古典芸能研究センター（以下、「研究センター」という。）を置く。

（目　的）

第２条　研究センターは、古典芸能に関する調査・研究、並びに社会への学的貢献を目的とする。

（事　業）

第３条　研究センターは、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 古典芸能に関する調査・研究及び成果の発表

(2) 古典芸能に関する図書・資料の収集及び保管

(3) 古典芸能に関する図書・資料の閲覧業務及び公刊

(4) その他、目的達成に必要な事業

（組　織）

第４条　研究センターに次の所員及び事務職員を置く。

センター長	1　名
専任研究員	若干名
兼任研究員	若干名
客員研究員	若干名
事務職員	若干名

２　研究センターに非常勤研究員を置くことができる。

（センター長）

第５条　センター長は第９条に規定する運営委員会において専任研究員又は兼任研究員の中から選出し、人事委員会の議を経て学長が任命する。

２　センター長の任期は２年とする。ただし再任を妨げず、任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　センター長は、研究センターを統括、代表するとともに、運営委員会の議長を兼ねる。

４　センター長は、当該年度の事業の経過及び次年度の事業計画を、学長に報告し、承認を得るものとする。ただし、学長は、承認に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（専任研究員）

第６条　専任研究員は運営委員会において選考し、人事委員会の議を経て理事長が採用する。

２　専任研究員の身分は専任教員とし、教授、准教授、助教及び講師とする。

３　専任研究員は、研究センターの事業計画に基づき、調査・研究、その他研究センターの諸業務に従事する。

（兼任研究員）

第７条　兼任研究員は、運営委員会において本学専任教員の中から選考し、人事委員会の議を経て学長が委嘱する。

２　兼任研究員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　兼任研究員は、運営委員会に出席するとともに、研究センターの諸業務に従事する。

（客員研究員）

第８条　客員研究員の身分は「神戸女子大学客員研究員規程」によるものとし、本研究センターの目的に寄与し得る者の中から運営委員会が選考し、学長が招聘する。

２　客員研究員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

３　客員研究員は、研究センターの事業計画に基づき、調査・研究、その他研究センターの諸業務に従事する。

（運営委員会）

第９条　研究センターの運営を審議するために運営委員会を置き、次項に定める委員をもって構成する。

２　運営委員は、センター長・専任研究員・兼任研究員・専任事務職員（管理・監督階層）とする。

３　運営委員会が必要と認める時は、運営委員以外の者を運営委員会に出席を求めて意見を聴取することができる。

４　運営委員会は研究センター長が招集し、原則として月１回開催する。

５　運営委員会は次の事項を審議する。

（1）研究センターの管理、運営に関する事項

（2）事業計画、調査・研究に関する事項

（3）予算・決算に関する事項

（4）研究員の人事に関する事項

（5）その他、研究センターに関する重要な事項

（蔵書の取扱）

第 10 条　蔵書の所属・貸出等の取扱については、別途定める。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　図書・資料の閲覧及び利用に関する規程は、別に定める。

２　この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。